

令和2年度第1回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和2年6月26日（金） 午後3時00分から 第2委員会室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、萩生田委員、野田委員、佐々木委員
(欠席：なし)

事務局 櫻田総務契約課長、高橋契約係長 佐藤主事

3 委員の委嘱

事業者の団体の代表者として、萩生田委員、野田委員が着任した。

4 会長・副会長の選任

多摩市公契約条例施行規則に則り、以下のとおり会長・副会長を選任した。

会長 古川委員 副会長 脇田委員

5 会長挨拶

昨年は杉並区で公契約条例が制定された。多摩市の公契約条例については、引き続き良いものであるよう尽力していきたい。

6 議題

(1) 審議事項

①多摩市公契約審議会への諮問（令和3年度労務報酬下限額等）について

*事務局が資料1にて内容説明。

○意見等

・資料1の諮問を受けて検討を行っていく。

②平成31（令和元）年度多摩市公契約審議会からの答申における課題点・改善点について

*事務局が資料2にて内容説明。毎年公契約条例に関しての事業者のアンケートを実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

○意見等

会長 従前、労働者側の委員から意見として挙げられていた課題で、労務報酬下限額の設定根拠として公共工事設計労務単価以外のものを検討すべきかどうかについて、今年度労働者側からの具体的な提案の予定はあ

るか。

委員 今後、労働者団体との話し合いの中で近々結論を出す必要があるという話しになることもあるかもしれないが、現段階では具体的な予定はない。

委員 引き続き検討は必要かと思うが、今のところ公共工事設計労務単価に代わるようなものはないため、現状は公共工事設計労務単価を使用していく方向で良いのではないか。

○審議結果

・次回以降資料2を基に本格的な議論を行っていく。

③令和3年度の労務報酬下限額等について

*事務局が資料3・4・5にて内容説明。

○意見等

会長 資料5で他区市の労務報酬下限額が示されているが、新宿区と世田谷区の条例については、努力目標であり、事業者に支払いを義務付けているわけではないため、多自体の条例とは区別したほうが良いのではないか。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、業種別、職種別の労務報酬下限額の設定できる見込みがあるのか。

事務局 新型コロナウイルス感染症の影響で4月から現場も混乱していて、指定管理や委託に関してだと、契約当初に定めたものがほとんど実施できていなかったりして、現在もその混乱が収まっていない状況にある。については、現状だと新たに業種別、職種別の労務報酬下限額の設定を行うことは難しいと感じている。

また、工事については年度当初の工事発注予定を概ね変更せずに発注を行っているが、学校施設に関しては、夏休み期間に工事を行うことを想定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で夏休み期間が短くなるため、発注方法等を検討する必要がでてきた。

委員 新型コロナウイルス感染症の影響で安全衛生に気をつけた業務内容に変更せざるを得ないなかで、今までと同じ賃金だと難しい状況が出てきたり、発注者側も追加する予算がなかったりとの状況もあるので、今後についての見通しが立たない。

○審議結果

・新型コロナウイルス感染症の経過を注視し次回以降の議論を行っていく。

(2) 報告事項

①令和2年度公契約対象案件の状況について

*事務局が資料6にて内容説明。

○意見等

委員 特に学校に係る業務については、他自治体の話しだが、当初実施予定のことができなくなったとの報告が多く、4月～6月は仕事がなかつたりすることも少なからずあった。

多摩市の令和2年度公契約対象案件内で次年度以降に業務等がずれ込んでしまったりしているのでしょうか。

事務局 工事については現状大きな変更があるとの報告はないが、今後については各所管課で検討している段階である。

委託については、草花など日ごろから維持管理しないといけない業務と、施設の閉鎖により実施しなくなった業務があり、各所管課と事業者で調整している。また、それに伴い業務の増減があるものに対しては、今後契約変更等の対応を行っていく。

会長 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各自治体で給食、学童保育の関連業務は仕事を休止しているところが多いが、仕事を休んでいる方への休業補償が払われていないという問題がでてきている。多摩市で統一的な方針は定めているのか。

事務局 学童クラブについては、今回緊急事態宣言が発令されたことで、休館している自治体もあるが、医療従事者の子どもなどを預かるため、人数は制限をしていたが、感染拡大防止に努め開館していた。

給食業務については、所管課に確認したところ、学校が休校していたため停止していたが、給食センターの建物の維持管理(清掃・消毒)等を行い、また、食材については、教育委員会を通じて配布したりしていたり、雇用の継続実施も重要であることから、工夫しながら業務を進めていたとの回答があった。

②令和2年度公契約審議会関係スケジュール

*事務局が資料7にて内容説明。

○意見等

新型コロナウイルス感染症で今後の見通しが立てにくく、最低賃金の増減の動向もわからないこと。また、各業務が正常に戻りきっていない現状もあることから、臨時の委員会を開催等も検討しながら、情勢をみながら会議開催回数・日時等臨機応変に対応していく必要がある。

7 閉会